

ID: 620

担当部署: 市民部 市民課 医療年金係

処分の概要	療養に関する指示に従わない場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第62条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第62条の規定による。 第62条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 5 月 24 日